

道州制推進知事・指定都市市長連合第5回総会

日 時：平成 26 年 10 月 24 日(金)13:30～14:00
場 所：TKP ガーデンシティ永田町 カンファレンスルーム 2C

次 第

1 開 会

2 共同代表あいさつ

3 報 告

第4回総会以降の活動状況について

資料 1

4 議 事

(1) 今後の活動について

資料 2

(2) 政権与党への要請文について

資料 3

(3) その他

5 閉 会

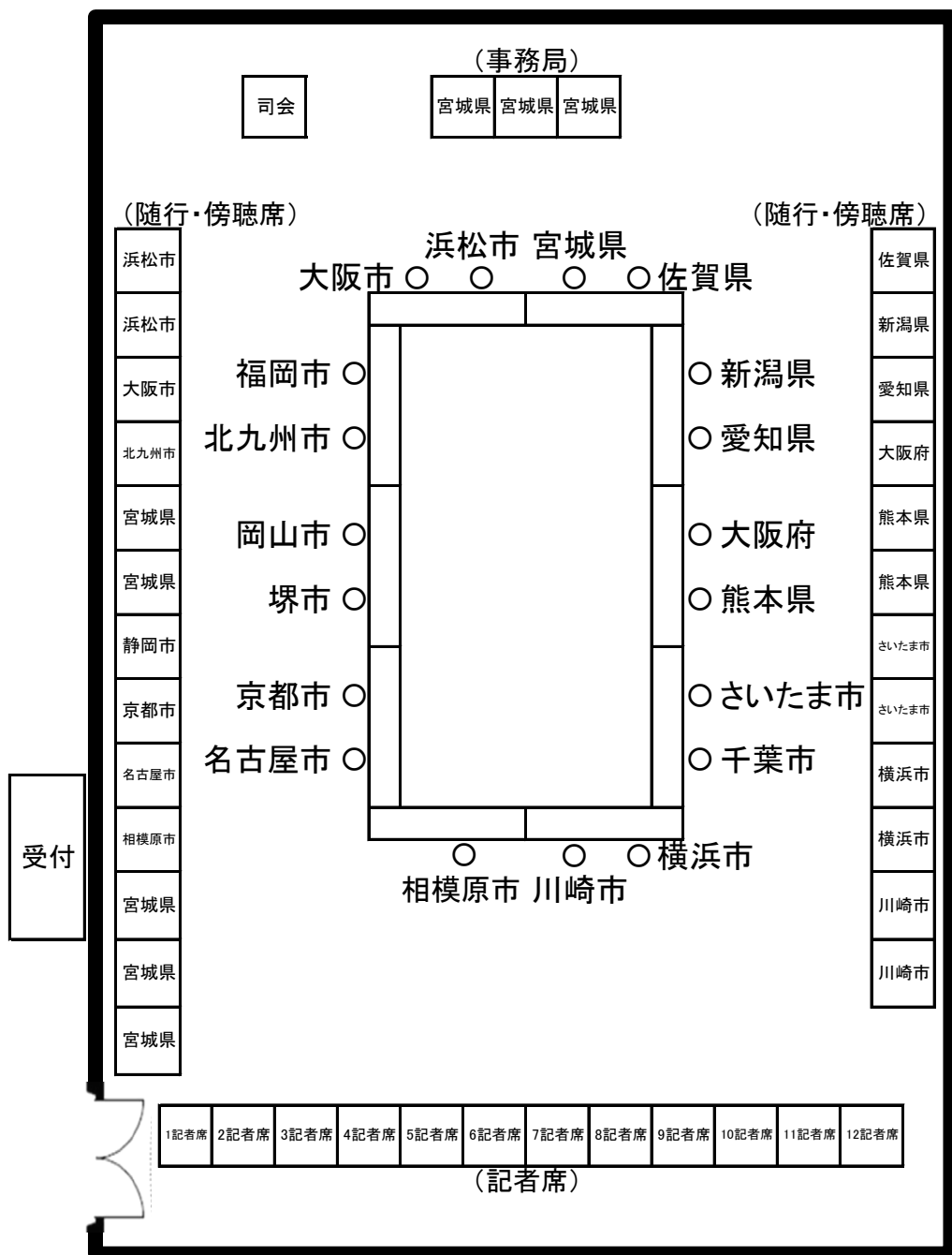
道州制推進知事・指定都市市長連合第5回総会 出席者名簿

(敬称略・行政順)

団 体 名	職 名	氏 名	備 考
宮 城 県	知 事	村 井 嘉 浩	共同代表
新 潟 県	東京事務所長	岡 俊 幸	
愛 知 県	分権・広域連携監	藤 田 昇 義	
大 阪 府	東京事務所長	春 名 克 俊	
佐 賀 県	首都圏営業本部副本部長	中 原 吉 朗	
熊 本 県	政策審議監	柳 田 誠 喜	
さいたま市	東京事務所長	篠 葉 幸 一	
千 葉 市	東京事務所長	皆 川 達 也	
横 浜 市	政策局担当部長	橘 田 誠	
川 崎 市	自治推進部長	袖 山 洋 一	
相 模 原 市	東京事務所長	鈴 木 泰 明	
浜 松 市	市 長	鈴 木 康 友	副代表
名 古 屋 市	東京事務所長	佐 藤 正 幸	
京 都 市	東京事務所長	上 田 誠	
大 阪 市	東京事務所長	三 井 陽 一	
堺 市	東京事務所長	射手矢 修一郎	
岡 山 市	東京事務所長	芳 原 保	
北 九 州 市	シティプロモーション首都圏本部長	小 田 昭 裕	
福 岡 市	東京事務所長	永 浦 洋 彦	

道州制推進知事・指定都市市長連合第5回総会

平成26年10月24日(水) 13:30~14:00
TKPガーデンシティ永田町カンファレンスルーム2C



第4回総会（H26.1.15）以降の活動状況

1 道州制推進フォーラム

- ・ 日 時：平成26年1月15日（水） 14：30～16：30
- ・ 場 所：PHP研究所東京本部
- ・ 主 催：道州制推進知事・指定都市市長連合、政策シンクタンクPHP総研
- ・ 共 催：道州制を推進する国民会議
（（一社）日本経済団体連合会、日本商工会議所、（公社）経済同友会）
- ・ 内 容：主要政党の道州制推進政策の責任者を招いて、道州制基本法案と基礎自治体の未来について考える場を、民間シンクタンク、経済団体とともに設け、道州制に関する国民的な議論を喚起し、機運の醸成を図る。
- ・ 参加者：
 - 政党関係者

自由民主党	磯崎陽輔	道州制推進本部事務局長代理
公明党	遠山清彦	道州制推進本部事務局長
日本維新の会	松浪健太	道州制基本法推進プロジェクト・チーム座長
 - 参加団体

経団連	畔柳信雄	副会長兼道州制推進委員長（三菱東京UFJ銀行相談役）
-----	------	----------------------------
 - 連合の構成メンバー

浜松市	鈴木康友	市長（副代表）
-----	------	---------
 - 聴講者：自治体関係者、経済関係者、報道関係者などを中心に約200名

2 政権与党への要請活動

- ・ 日 時：平成26年1月15日（水）、平成26年1月29日（水）
- ・ 要請先：公明党（1月15日）
自由民主党（1月29日）
- ・ 要請内容（要約）：
 - 道州制の理念や必要な機関の設置などを定める基本法を平成26年通常国会で成立させること。
 - 基本法に基づく検討機関には、複数の知事及び指定都市市長などの基礎自治体の長を参加させ、地方の意見が確実に反映される仕組みを構築すること。
 - 基礎自治体の役割や事務の補完などの体制のあり方について、基本法に基づく検討機関において、制度設計に地方の意見を十分に反映させること。

今後の活動について（案）

政権与党への要請活動

- ・ 目 的：早期に道州制推進基本法案を国会に提出し、平成 27 年通常国会の会期末までに成立させることなどを求める
- ・ 時 期：平成 26 年 10 月 24 日（金）第 5 回総会終了後
※第 5 回総会終了後、平成 27 年通常国会の会期末までの間において、
政権与党の議論の動向を見極めながら、継続的に行うものとする。
- ・ 要請先：自由民主党、公明党

地方分権の究極の姿である道州制の実現に向けて「道州制推進基本法」を早期に成立させることを求める（案）

我が国が直面する困難な課題に国全体が持つ優れた能力と地域の個性を発揮して立ち向かっていくため、国と地方が手を携え、有効性を失った中央集権体制を打破し、地方分権型・多極型の「新しい国のかたち」である道州制を導入して、国と地方双方の政府を再構築・機能強化することが必要である。

道州制の導入は、中央集権体制という統治システムを再構築する大改革であるとともに、基礎自治体のあり方にも影響を及ぼすものであり、国民的な議論と国政での意思決定が不可欠であることから、貴党におかれては、「道州制推進知事・指定都市市長連合」がとりまとめた、別添の「地域主権型道州制の基本的な制度設計と実現に向けた工程 ―国民的な議論を喚起するための試案―」を踏まえ、地方分権型の道州制の早期実現に向けて、次の取組を一層推進していただきたい。

記

- 1 国から地方への大幅な権限・財源の移譲や、国の府省の解体再編及び出先機関の原則廃止、道州及び大都市制度を含めた基礎自治体のあり方などの道州制の導入に係る基本的な理念や方針、道州制実現に向けた工程、制度設計を行う検討機関の設置などを定める基本法を、地方の意見を反映の上、早期に国会に提出し、平成 27 年通常国会の会期末までに成立させること。
- 2 基本法に基づく検討機関には複数の知事及び指定都市市長などの基礎自治体の長を参加させるなど、まさに当事者である我々地方の意見が確実に反映される仕組みを構築すること。
- 3 基礎自治体の役割や事務の補完などの体制のあり方について、基本法に基づく検討機関において、制度設計に地方の意見を十分に反映させること。